

物 件 明 細

物件番号	所在地 (路線名)	高槻市堤町4番 (主要地方道大阪高槻京都線 芝生大橋下)	交通 機関	阪急京都線 富田駅 東南 約 2500m	最 低 占用料 (年額)	588,880円/年	占用期間	5年	
3									
土地の概要					特記事項				
面積	占用許可対象面積		672.09 m ²		<p>1 平面駐車場(コインパーキングを含む。)等、平面利用を想定しております。利用形態については、「大阪府道路占用許可基準:高架の道路の路面下に設ける施設」をご確認ください。</p> <p>2 占用期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとします。</p> <p>3 対象地への車両等の出入りについては、大阪府茨木土木事務所及び大阪府高槻警察署と協議し事前承認を得てください。 アスファルト舗装等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、大阪府茨木土木事務所と協議してください。また、車両等の衝突により橋脚及び排水管に損傷が発生しないよう、適切な場所に保護柵等を設置してください。なお、それらの整備等に要する費用は全て占有者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府茨木土木事務所 管理課 電話 072-627-1121(代) 大阪府高槻警察署 交通課 電話 072-672-1234(代)</p> <p>4 対象地には大阪府のマンホールが設置されており、これらの施設の関係者が立ち入ることがあります。マンホール上には物件を置かないようにし、さらに上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に必要な費用等については、占有者の負担となります。</p> <p>5 排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。排水の処理については、高槻市と協議してください。 (お問い合わせ先) 高槻市都市創造部下水河川事業課 電話 072-674-7442</p> <p>6 対象地へ電力等を供給する際、道路を跨いだ架線での供給は出来ません。地中から供給してください。工事については大阪府茨木土木事務所及び供給処理施設機関と協議してください。また、大阪府高槻警察署と協議し事前承認を得てください。 (お問い合わせ先) 大阪府茨木土木事務所 管理課 電話 072-627-1121(代) 大阪府高槻警察署 交通課 電話 072-672-1234(代)</p>				
接面道路 の状況	北側：府道・幅員約6.2m・舗装有・高低差無・北東行き一方通行 南側：府道・幅員約6.2m・舗装有・高低差無・南西行き一方通行								
法令に 基づく 制限	都 市 計画法	市街化区域内				<p>（お問い合わせ先） 大阪府茨木土木事務所 管理課 電話 072-627-1121(代) 大阪府高槻警察署 交通課 電話 072-672-1234(代)</p>			
		用途地域	準工業地域						
		地域地区	高度地区						
その 他の 法令等		建ぺい率	60%	容積率	200%	<p>・道路法(主要地方道大阪高槻京都線区域内) ・都市計画法(都市計画道路十三高槻線区域内) ・消防法</p>			
その他条件	・火気厳禁								
供給 処理 施設 の 状況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号					
		対象地周辺	対象地内						
	公営 水道	本管	引込管	高槻市水道部 管路整備課 給水チーム 072-674-7945					
		有	無						
	電気	配電線	引込線	関西電力送配電コンタクトセンター 0800-777-3081					
		有	無						
都市 ガス	本管	引込管	大阪ガス株式会社導管情報センター 06-6202-2141(代)						
	有	無							
公共 下水道	本管	引込管	高槻市都市創造部 下水河川事業課 072-674-7442						
	有	無							

(裏面へつづく)

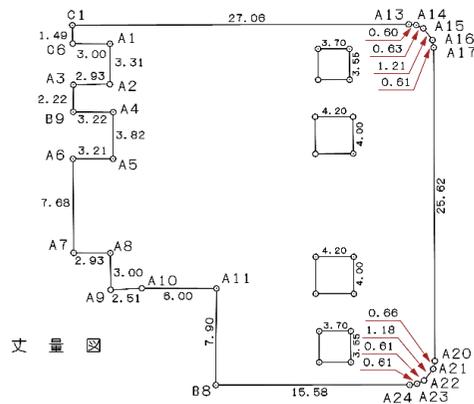
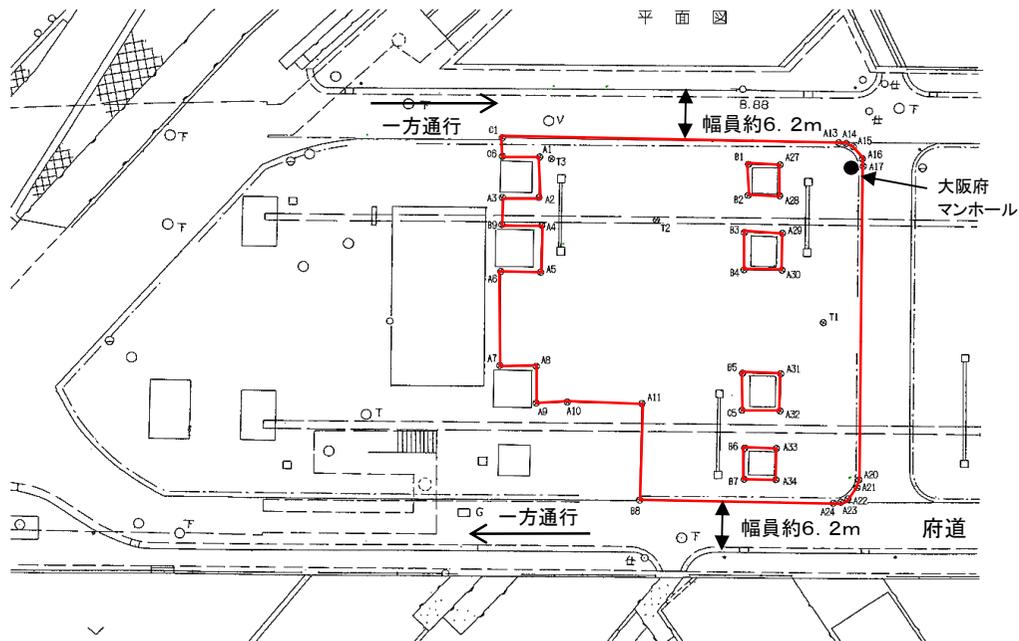
特記事項

- | | |
|---|--|
| <p>7 電気の引込みについては、大阪府茨木土木事務所及び関西電力送配電株式会社と協議してください。また、電気の引込みに伴う協議及び費用等は、全て占有者の負担となります。</p> <p>(お問い合わせ)
大阪府茨木土木事務所 管理課 電話 072-627-1121(代表)
関西電力送配電コンタクトセンター 電話 0800-777-3081</p> <p>8 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。また、上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に必要な費用等は、全て占有者の負担となります。</p> <p>9 橋梁などの管理施設は定期的に点検を実施しており、その結果により補修が必要となる場合があります。また、緊急時には点検や補修を実施することがあります。ついては、点検や補修工事において、一定の期間、占有不可となる箇所が生じることとなりますが、その占有料や補償などを大阪府において負担することはできませんので、あらかじめご了承ください。なお、点検及び補修工事等の際には、占有許可条件に基づき、現地にある物の撤去や移動をしていただくことがあります。その際に発生する費用等については、占有者の負担となります。橋梁周辺等の利用にあたっては、大阪府茨木土木事務所と協議してください。</p> <p>(お問い合わせ先)
大阪府茨木土木事務所 維持保全課 電話 072-627-1121(代)</p> <p>10 高架下は、天井から水滴が落ちることがあります。また、場所により橋梁から石灰水の落下があります。本府はその責めを負いませんので、あらかじめご了承ください。</p> <p>11 対象地の上にある高架橋及び橋脚付近にハトなどの野鳥が飛来し、これらの糞が対象地に落下することがありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>12 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て占有者において行ってください。</p> <p>13 対象地西側の橋脚と橋脚の間部分に不法投棄や違法駐車をされる事が無いように、適正に管理すると共に安全対策を講じてください。</p> | <p>14 対象地付近の電柱及び電線等の移設又は撤去は出来ません。また、対象地内に有る照明灯も移設又は撤去は出来ません。</p> <p>15 対象地外の府所有地(フェンスの周辺など)の損傷等について、対象地の占有に起因する場合、占有者に復旧を求めることがあります。</p> |
|---|--|

(1)位置図 (物件番号:第3号)



(2)平面図・丈量図 (物件番号:第3号)



求積表

測点	X	Y
A11	108.882	86.659
A10	114.034	83.575
A9	116.119	82.177
A8	117.697	84.733
A7	120.225	83.233
A6	124.231	89.794
A5	121.474	91.446
A4	123.423	94.737
B9	126.190	93.088
A3	127.322	94.999
A2	124.828	96.550
A1	126.531	99.391
C1	129.111	97.855
A13	106.742	113.129
A14	106.199	113.391
A15	105.572	113.455
A16	104.444	113.012
A17	104.045	112.539
A20	90.770	90.621
A21	90.546	89.991
A22	90.696	88.814
A23	91.035	88.296
A24	91.503	87.902
B8	104.853	79.854
倍積	1463.931969	
面積	731.9659845	地積 731.96 m ²

控除面積 (橋脚) 3.70×3.55×2箇所 = 26.27m²

4.20×4.00×2箇所 = 33.60m²

計 59.87m²

占用許可対象面積 731.96 - 59.87 = 672.09m²

図面名	貸付平面図・丈量図
作成年月日	平成27年10月2日
事業者名	大阪府